

(設置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、群馬大学医学部附属病院患者参加型医療推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 患者参加型医療とは、患者自身が自らの疾病や医療を十分理解し、主体性をもって医療に参加するものであり、医療の質と安全の向上が期待されることから、委員会はこれを推進し、本院全体の医療の質と安全の向上に寄与することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成させるため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 患者参加型医療の具体的なあり方に関すること。
- (2) 患者と医療者との診療情報の共有に関すること。
- (3) その他患者参加型医療の推進に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 患者、医療事故に遭われた患者又は家族
- (2) 病院長が指名する副病院長及び病院長補佐 2人以上
- (3) 医療の質・安全管理部長
- (4) システム統合センター長
- (5) 病院長が指名する各診療科・部門医師 若干人
- (6) 病院長が指名する医療系技術職員 若干人
- (7) 看護部より選出された看護師 若干人
- (8) 事務部より選出された事務職員 若干人
- (9) その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 前項第1号の委員は、患者会等の団体やその他関係者からの推薦等に基づき病院長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までの委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、病院長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報 告)

第8条 委員長は、委員会の審議結果を病院長に報告する。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成30年6月4日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される第4条第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までの委員の任期は、第5条の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。